

工事請負契約における単品スライド条項の適用状況について

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、平成20年6月13日、国土交通省は特定材料の著しい物価変動に伴い工事請負金額を変更する「単品スライド条項」の適用ルールを定め、地方公共団体や関係業団体等に通知した。

これを踏まえ、東京都や埼玉県、横浜市をはじめとした各地方公共団体において、同様の条項の適用が開始又は予定されているところ。

1. 国土交通省、東京都、埼玉県、横浜市における適用状況

	国土交通省	東京都	埼玉県	横浜市
対象資材	鋼材類及び燃料油	鋼材及び燃料油	鋼材類及び燃料油	鋼材類及び燃料油
発注者負担	対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額	対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額	対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%を超える額	対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%を超える額
適用開始日	平成20年6月13日	平成20年6月16日	平成20年6月17日	平成20年6月23日
変動前単価採用時点	設計時点	現在検討中	設計時点	現在検討中

2. その他の地方公共団体における適用状況

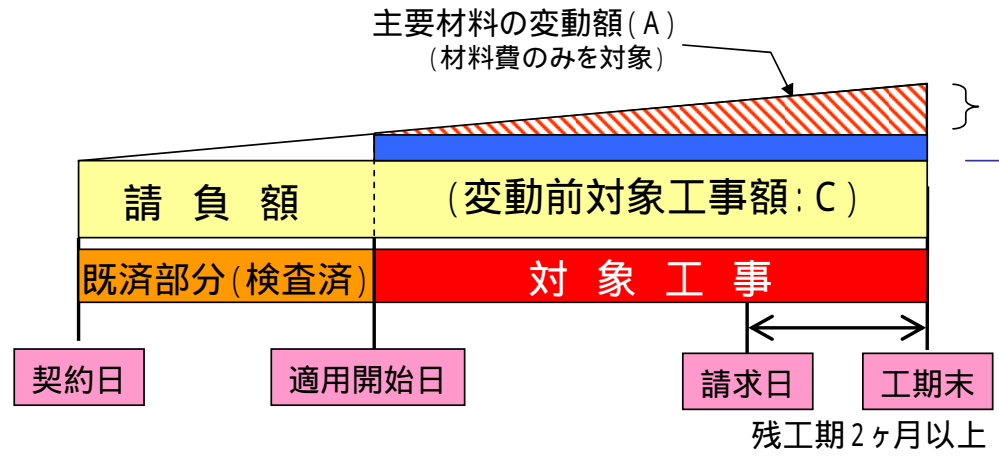
その他の地方公共団体における適用状況は以下のとおり。(平成20年6月25日現在の報道資料を基に内閣府PFI推進室が把握しているもの)

適用開始：群馬県、千葉県、山梨県、新潟県、新潟市、富山県、静岡県
静岡市、奈良県、島根県、岡山県、広島県、広島市、山口県
徳島県、鹿児島県

適用予定：神奈川県、長野県、石川県、岐阜県、愛知県、名古屋市
浜松市、三重県、鳥取県

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

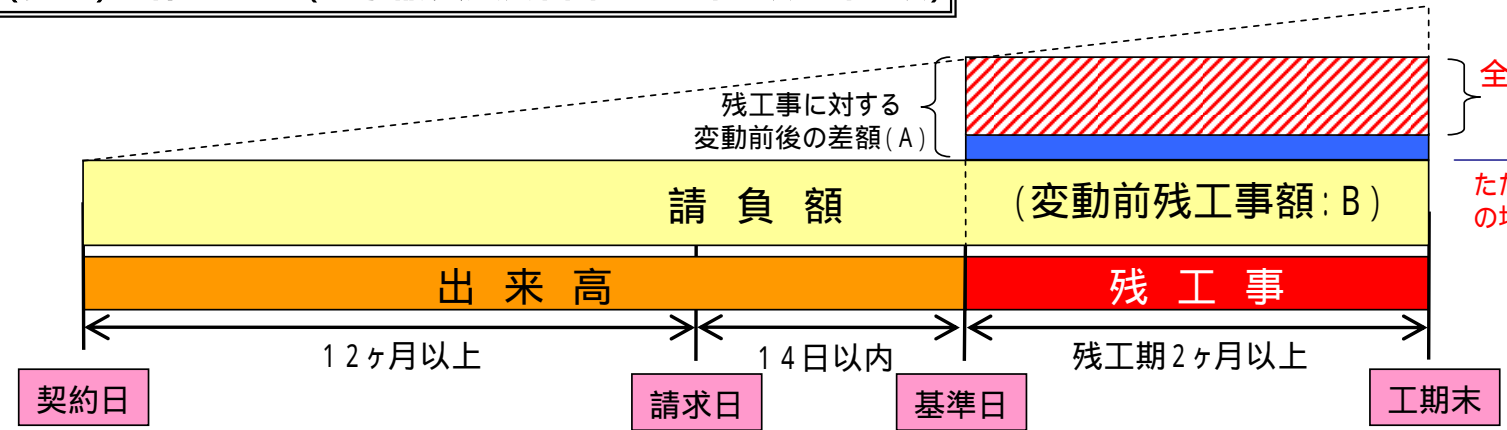
対象資材: 鋼材類、燃料油



単品スライド変更額
 $= A - C \times 1\%$

ただし、 $A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品スライドの適用可能

(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項~第4項)



全体スライド変更額
 $A - B \times 1.5\%$

ただし、 $A > B \times 1.5\%$ の場合のみ全体スライド適用可能